いこととしたものであること。
益取扱いをしないようにしなければならな質金の減額、降格等労働条件について不利当な行為をしたことを理由として、解雇、

ること。(平二・一元 基発照号)間についての不同意等も含まれるものであ位の変形労働時間制の労働日ごとの労働時法に基づく労使協定の締結の拒否、一年単法に基づく労使協定の締結の拒否、一年単

のであること。
る届出に付記して届け出ることもできるもの二により法第三十六条第一項の規定によの二により法第三十六条第一項の規定によなお、事業場外労働のみなし労働時間制なお、事業場外労働のみなし労働時間制

指導すること。 定内容をチェメクし、必要に応じて的確に 労使協定の届出の受理に当たつては、協

者の意見を聴く機会が確保されることが望く場外労働のみなし労働時間制の対象労働に関する労使協定の締結に当たつては、事また、事業場外労働のみなし労働時間制

周知すること。

[一部事業場内労働の場合の届出]

□ 労働時間の一部を事業場内で労働する時間が法定労働時間を超える場合が、あるいは、事業場外で労を超える場合が、あるいは、事業場外労働時間必要なのは一日の労働時間が法定労働時間必要なのは一日の労働時間が法定労働時間がある。

による。 (昭空・三・二 基発150号)するものであり、届出については見解後者の遂行に通常必要とされる時間のみを協定と、 労使協定では、事業場外における業務

第三十八条の三 者は、 て、 ころにより、 務に就かせたときは、 掲げる事項を定めた場合におい の書面による協定により、 労働者の過半数を代表する者と 組織する労働組合がないときは の労働組合、 織する労働組合があるときはそ 事業場に、 労働者を第一号に掲げる業 厚生労働省令で定めると 労働者の過半数で組 第二号に掲げる時 労働者の過半数で 使用者が、 次に 当

間労働したものとみなす。 等に関 こととする業務 務のうち、 して厚生労働省令で定める業 示をすることが困難なものと 行の手段及び時間配分の 要があるため、 る労働者の裁量にゆだねる必 法を大幅に当該業務に従事す 業務の性質上その遂行の方 し使用者が具体的な指 労働者に就かせる 当該業務 以下この条 決定 の遂

の労働時間として算定される二 対象業務に従事する労働者

六 前各号に掲げるもののほこより使用者が講ずること。からの苦情の処理に関する措工が多の苦情の処理に関する措工が

② 前条第三項の規定は、前項の

協定について準用する。

(過半数代表者)

に法第九十条第一項に規定する労働者の第四項、第六項及び第七項ただし書並び二十四条第一項ただし書、法第三十九条場にあつては、法第十八条第二項、法第② 前項第一号に該当する者がいない事業

当する者とする。当する者とする。

びのでは、でのできます。できまります。できまりまります。できまります。できまります。できまりまする。<

関する規定の適用に係る労働時間の算定第一項の規定は、法第四章の労働時間に則第二十四条の二の二 法第三十八条の三(専門業務型裁量労働制の時間計算)

する。
労働省令で定める業務は、次のとおりと② 法第三十八条の三第一項第一号の厚生

について適用する。

研究の業務 は人文科学若しくは自然科学に関する一 新商品若しくは新技術の研究開発又

いう。)の分析又は設計の業務プログラムの設計の基本となるものを別して行う情報処理を目的として複数用して行う情報処理を目的として複数

第二条第二十七号に規定する放送番組法(昭和二十五年法律第百三十二号)事の取材若しくは編集の業務又は放送事が取材若しくは出版の事業における記

専門業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の三関係)

七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)に規定する大学における教授研究の業

務(主として研究に従事するものに限る。)

五 四、衣服、室内装飾、工業製品、広告等 の新たなデザインの考案の業務 の業務 けるプロデューサー又はディレクター のための取材若しくは編集の業務 (以下「放送番組」という。) の制作 放送番組、映画等の制作の事業にお

する業務 前各号のほか、厚生労働大臣の指定

のとする。 労働省令で定める事項は、次に掲げるも 法第三十八条の三第一項第六号の厚生

善委員会の決議を含む。)の有効期間 使委員会の決議及び労働時間等設定改 協定(労働協約による場合を除き、労 法第三十八条の三第一項に規定する

労働者ごとの記録を前号の有効期間中 すること。 及び当該有効期間の満了後三年間保存 使用者は、次に掲げる事項に関する

びに当該労働者の健康及び福祉を確 保するための措置として講じた措置 規定する労働者の労働時間の状況並 法第三十八条の三第一項第四号に

規定する労働者からの苦情の処理に 関する措置として講じた措置 法第三十八条の三第一項第五号に

4 法第三十八条の三第二項において準用

> 働基準監督署長にしなければならない。 る届出は、様式第十三号により、所轄労 する法第三十八条の二第三項の規定によ

一 告 示

○労働省告示第七号(平元:二:1四) 改正 労働省告示第一二〇号 (平三·三·

改正 厚生労働省告示第二二号(平1四・二・ 萋

≣

<u>+</u>

弁理士の業務

改正 厚生労働省告示第三五四号(平三・

定する業務 一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指 労働基準法施行規則第二十四条の二の二第

う。)を活用するための問題点の把握又は それを活用するための方法に関する考案若 項第二号に規定する情報処理システムをい 働基準法施行規則第二十四条の二の二第二 事業運営において情報処理システム(労 長等に係る文章の案の考案の業務 しくは助言の業務 広告、宣伝等における商品等の内容、 特

五 四 基づく投資に関する助言の業務 置に関する考案、表現又は助言の業務 有価証券の価値等の分析、評価又はこれに 建築物内における照明器具、家具等の配 ゲーム用ソフトウェアの創作の業務 有価証券市場における相場等の動向又は

六

金融工学等の知識を用いて行う金融商品

の開発の業務

建築士の業務 不動産鑑定士の業務

弁護士の業務 公認会計士の業務

中国的现代 沙里山

士 税理士の業務 中小企業診断士の業務

▼参照条文 〔労働時間—三〕、〔労働組合 使協定の有効期間――則'品の二の二3〕、〔一 の届出―則画の三の三4)、〔罰則―三三0〕 業務―則品の三の三2〕、〔二項の労使協定 項の厚生労働省令―則言の三の三)、〔対象 ―労組二・三)、 [過半数代表―則5の三]、 [労

解釈例規

2011年日本日の1071

趣旨① 設されたものであり、その対象業務につい 段及び時間配分の決定等に関し具体的な指 であって、当該業務の性質上その遂行の手 ては、従来、研究開発の業務その他の業務 定で定める業務としていたが、今日の経済 示をしないこととするものとして労使の協 昭和六十三年の法改正により創

あの効率化から専門業務型裁量労働制の対象業務に対する関心の高まり等にかんが多、具体的な業務を省令で定めるものとし、ら、具体的な業務を省令で定めるものとし、ら、具体的な業務を省令で定めるものとし、ら、れかける業務を省令で定めるものとし、ら、れて、その連用の適正化を図る観点から、具体的な業務を省令で定めるものとし、というであること。

号) (平六·1·四基発1号、平三·1·1基発1

(平三·10·三 基発10回001号)

業務「新商品若しくは新技術の研究開発① 則第二十四条の二の二第二項第一号の

調査研究」 又は人文科学若しくは自然科学に関する

開発又は技術的改善等をいうものであるとは、材料、製品、生産・製造工程等のとは、材料、製品、生産・製造工程等の

② 則第二十四条の二の二第二項第二号の② 則第二十四条の二の二第二項第二号の② 則第二十四条の二の二第二項第二号の

と。

「情報処理システム」とは、情報の整理、
「情報処理システム」とは、情報の整理、

> り、引きことはたりこうこちこ頁有三手のマーは含まれないものであること。 ログラムの設計又は作成を行うプログラ

のであること。
「新聞又は出版の事業」には、新聞、
には、新聞又は出版の事業以外の事業で記
お、新聞又は出版の事業以外の事業で記
は、新聞又は出版の事業以外の事業で記
が、新聞又は出版の事業が、
には、新聞、

業務は含まれないものであること。 であるメラマンの業務や、単なる校正の のチェック等の業務をいうものであるこ のがないのであるこのがでして、割付け・レイアウト・内容 原稿の作成、割付け・レイアウト・内容 に関する企画及び立案、記事の取材、 のでして、記事の取材、

フは含まれないものであること。
取材に同行するカメラマンや技術スタッビュー等の業務をいうものであること。
制作のために行われる取材、インタとは、報道番組、ドキュメンタリー等のとは、報道番組の制作のための取材の業務」

「編集の業務」とは、上記の取材を要

する番組における取材対象の選定等の企
を
を
であり、音量調整、フィルムの作成等
に構成するための内容的な編集をいうも
に構成するための内容的な編集をいうも

等の新たなデザインの考案の業務」業務「衣服、室内装飾、工業製品、広告の則第二十四条の二の二第二項第四号の

含まれるものであること。
「広告」には、商品のパッケージ、ディ

が含まれるものであること。び演劇、コンサート、ショー等の興行等で演劇、コンサート、ショー等の制作及デオ、レコード、音楽テープ等の制作及「放送番組、映画等の制作」には、ビ

「ディレクターの業務」とは、スタッ

①] (専門業務型裁量労働制の対象業務の拡大

(1) 趣旨

おけるプロデューサー又はディレクター

の業務_

専門業務型裁量労働制の対象業務につまいて五業務を規定しているところであるが、週四十時間労働制の定着を図るためには、業務等の特性に応じ専門業務型めには、業務等の特性に応じ専門業務型めには、業務等の特性に応じ専門業務型であることがあることが最高に対しているところであること。

以下の六業務を則第二十四条の二の二

こととすること。

こととすること。

なし労働時間制の対象業務に追加する

指定することにより、裁量労働に関する

第二項第六号の規定に基づき労働大臣が

務」一「広告、宣伝等における商品等の内

うものであること。いわゆるコピーライターの業務をい

章も含まれるものであること。否かを問わず、啓蒙、啓発のための文まれるものであり、また、営利目的か特長等に係る文章伝達の媒体一般が含物。

を問わないものであること。
また、有体物であるか無体物であるか、はなく、動産であるか不動産であるか、質の目的物たる物品にとどまるもので質の目的物たる物品にとどまるもので

「内容、特長等」には、キャッチフレーをつける魅力的な言葉)、ボディコピーきつける魅力的な言葉)、ボディコピーきつける魅力的な言葉)、ボディコピーがン(企業の考え方や姿勢を分かりやすく表現したもの)等が含まれるものであること。

② 「公認会計士の業務」 わないものであること。 「文章」については、その長短を問

るものであること。 号)第二条第一項に規定する「他人の る業務をいうものであり、例えば、公 基づいて公認会計士の業務とされてい る相談に応じる」業務がこれに該当す 項に規定する「公認会計士の名称を用 求めに応じて報酬を得て、財務書類の 認会計士法(昭和二十三年法律第百三 財務曹類の調整をし、財務に関する調 監査又は証明をする」業務、同条第二 査若しくは立案をし、又は財務に関す いて、他人の求めに応じ報酬を得て、 「公認会計士の業務」とは、法令に

3 「弁護士の業務」

あること。 議申立て、再審査請求等行政庁に対す 和二十四年法律第二百五号)第三条第 法律事務」が、これに該当するもので る不服申立事件に関する行為その他の 訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異 の依頼又は官公署の委嘱によつて、 いうものであり、例えば、弁護士法(昭 いて弁護士の業務とされている業務を 一項に規定する「当事者その他関係人 「弁護士の業務」とは、法令に基づ

4 一級建築士の業務.

基づいて一級建築士の業務とされてい る業務をいうものであり、例えば、建 一級建築士の業務」とは、法令に

> 第三条に規定する建築物の設計又は工 事監理が、これに該当するものである

(5) 「不動産鑑定士の業務

ている業務をいうものであり、例えば、 に基づいて不動産鑑定士の業務とされ のであること。 表示する」業務が、これに該当するも 経済価値を判定し、その結果を価格に はこれらに関する所有権以外の権利の 三十八年法律第百五十二号)第二条第 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 項に規定する「土地若しくは建物又 不動産鑑定士の業務」とは、法令

6 「弁理士の業務」

正十年法律第百号)第一条に規定する 務」が、これに該当するものであるこ 産業大臣ニ対シ為スペキ事項ノ代理並 事項及特許、実用新案、意匠又ハ商標 国際出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ いうものであり、例えば、弁理士法(大 いて弁理士の業務とされている業務を 二此等ノ事項ニ関スル鑑定其ノ他ノ事 二関スル異議申立又ハ裁定ニ関シ通商 「特許、実用新案、意匠若ハ商標又ハ 「弁理士の業務」とは、法令に基づ

築士法(昭和二十五年法律第二百二号)

2 基発一交号、

【専門業務型裁量労働制の対象業務の拡大 平三:二

基発|号)

等を踏まえ、新たにシステムコンサルタ 第七号(労働基準法施行規則第二十四条 という。)第二十四条の二の二第二項に 和二十二年厚生省令第二三号。以下「則 ては、これまで労働基準法施行規則(昭 ント等の八業務を追加するものであるこ 前回の告示制定以後に生じた状況の変化 を規定しているところであるが、今般、 により追加した六業務を加えた一一業務 生労働大臣の指定する業務を定める件) の二の二第二項第六号の規定に基づき厚 規定する五業務に、平成九年労働省告示 専門業務型裁量労働制の対象業務とし

2 内容

(1)第二号関係

業務をいうものであること。 いわゆるシステムコンサルタントの

理システム又は業務遂行体制について の問題点の把握」とは、現行の情報処 システムの導入又は現行情報処理シス ヒアリング等を行い、新しい情報処理 テムの改善に関し、情報処理システム 「情報処理システムを活用するため

専門業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の三関係

(平九・二・一四

基発生号、平二·三·三·

うものであること。について問題点の把握を行うことをいを効率的、有効に活用するための方法

「それを活用するための方法に関する考案若しくは助言」とは、情報処理システムの導入や現行の情報処理システムの改善に関しシステムを効率的、有効の改善に関しシステムを効率的、有効に活用するための方法を考案し、助言に活用するための方法を考案し、助言に活用するための方法を考案し、助言でるを得ない相談業務は含まない。以ざるを得ない相談業務は含まない。以ざるを得ない相談業務は含まない。以ざるを得ない相談業務は含まない。以ざるを得ない相談業務は含まない。以ずるを得ない相談業務は含まない。以下同義。)することをいうものであることをいうものであることをいうものであることをいうもの方法に関する方法に対している方法に関する方法に対する方法に関する方法に関する方法に対象がある。

に含まれるものであること。
は則第二十四条の二の二第二号の業務務は含まれないものであり、当該業務業務、データベース設計又は構築の業業が、データベース設計又は構築の業

テン等繊維製品等が含まれるものであびょうぶ、額縁等)、じゅうたん、カーダーの業務をいうものであること。「照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、照明器具、家具等」には、原門器具、変異のできません。

の業務」とは、顧客の要望を踏まえた「配置に関する考案、表現又は助言

をいうものであること。 考案した上で、顧客に対してインテリ 考案した上で、顧客に対してインテリ で成する業務、模型を作製する業務又 作成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 は家具等の選定又はその具体的な配置を が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、模型を作製する業務又 が成する業務、

内装等の施工など建設業務、専ら関大ので製等を行う業務、家具販売店模型の作製等を行う業務、家具販売店模型の作製等を行う業務、家具販売店でおける一定の時間帯を設定して行り、のであること。

(3) 第四号関係

「ゲーム用ソフトウェア」には、家庭用テレビゲーム用ソフトウェア、液ームセンター等に設置される業務用テレビゲーム用ソフトウェア、ゲームセンター等に設置される業務用テレビゲーム用ソフトウェア、液あること。

れるものであること。 構想)、映像制作、音響制作等が含ま 情想」には、シナリオ作成(全体

にCDーROM等の製品の製造を行うは創作されたソフトウェアに基づき単権のないプログラミング等を行う者又事ら他人の具体的指示に基づく裁量

4) 第五号関係 者は含まれないものであること。

うものであること。いわゆる証券アナリストの業務をい

「有価証券市場における相場等の動向をいうものであること。 「有価証券市場における相場の動向

「有価証券の価値等」とは、有価証券に投資することによって将来得られる利益である企業の事業活動をいうものを終となる企業の事業活動をいうものであること。

で行う業務をいうものであること。 等に関する高度の専門知識と分析技術等に関する高度の専門知識と分析技術等に関する高度の専門知識と分析技術等に対し有価証券の投資に関する助言の分析では、主に基づいて運用担当者がでは、有価証券の投資に関する助言の業務」とは、有価証券を行う業務をいうものであること。

であること。
ボートフォリオを構築又は管理する
、中であること。

(5) 第六号関係

「金融工学等の知識を用いて行う金

融商品の開発」とは、金融取引のリス 発をいうものであること。 レーションの実施、その結果の検証等 の作成、更新を行い、これによるシミュ 経済学等の知識をもって確率モデル等 ため、金融工学のほか、統計学、数学、 クを減らしてより効率的に利益を得る の技法を駆使した新たな金融商品の開

ること。 式や債権などの原証券の変化に依存し 手法を用いた預貯金等をいうものであ 派生商品(金や原油などの原資産、株 てその値が変化する証券)及び同様の ここでいう「金融商品」とは、金融

向分析の業務、資産運用の業務、保険 業務、金融商品の売買の業務、市場動 のみをもって行う金融商品の開発の業 商品又は共済の開発に際してアクチュ アリーが通常行う業務、 務は含まれないものであること。 金融サービスの企画立案又は構築の 専らデータの入力・整理を行う業 商品名の変更

るが、今回の改正に伴い二級建築士及 は制度の対象となっていたところであ の業務」としたものであること。 び木造建築士の業務を追加し「建築士 第九号関係 従来より一級建築士の業務について

「建築士の業務」とは、法令に基づ

専門業務型裁量労働制(第四章

第三十八条の三関係

ځ ら第三条の三までに規定する設計又は 和二十五年法律第二百二号)第三条か 工事監理がこれに該当するものである いうものであり、例えば、建築士法(昭 いて建築士の業務とされている業務を

行う者は含まれないものであること。 いて専ら製図を行うなど補助的業務を 例えば他の「建築士」の指示に基づ

ること。 条第一項に規定する税務代理又は税務 いて税理士の業務とされている業務を 書類の作成がこれに該当するものであ 和二十六年法律第二百三十七号)第二 いうものであり、例えば、税理士法(昭 第十二号関係 「税理士の業務」とは、法令に基づ

(8) 第十三号関係

診断又は助言の業務をいうものであ 令に規定されている中小企業の経営の「中小企業診断士の業務」とは、法 り、例えば、中小企業支援事業の実施 八年通商産業省令第一二三号)第四条 企業者に対して個別に行う診断若しく 第三項に規定する一般診断業務(中小 に関する基準を定める省令(昭和三十 若しくは助言)等がこれに該当するも は助言又はその手段に対して行う診断 のであること。

> 以外の業務を行う者は含まれないもの あっても、専ら中小企業診断士の業務 であること。 中小企業診断士の資格を有する者で

3 その他

の裁量にゆだねる必要があるため、当該 ものとして規定する業務に限って導入す に関し具体的な指示をすることが困難な 業務の遂行の手段及び時間配分の決定等 方法を大幅に当該業務に従事する労働者 業務としては、業務の性質上その遂行の 改めて周知するとともに、法第三十八条 ることができるものであることから、今 行い、適正な運営を図ること。 たっても、業務の種類が則第二十四条の の三第一項に規定する協定の受理に当 回追加した業務の内容と併せてその旨を 二の二及び本告示に列挙されている業務 に該当するものであるか等十分な確認を もとより専門業務型裁量労働制の対象

【専門業務型裁量労働制の対象業務の拡大

<u>③</u>

1

和二十二年厚生省令第二十三号。以下 ては、これまで労働基準法施行規則(昭 専門業務型裁量労働制の対象業務とし | という。) 第二十四条の二の二第

二項において規定する五業務に、平成九年労働省告示第七号(労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める件)により追加した八業務を規定しているところであるが、今般、前回の告示制を以後に生じた状況の変化等を踏まえ、特別により追加した八業務を規定しているところであるが、今般、前回の告示制を以後に生じた状況の変化等を踏まえ、対して研究に従事するものに限る。)を追加するものであること。

2 内容

象業務に追加することとすること。に限る。)」を専門業務型裁量労働制の対究の業務(主として研究に従事するもの代の業務(主として研究に従事するもの一一、学校教育法(昭和二十二年法律第二

うものであること。(以下「教授等」という。)の業務をいに規定する大学の教授、助教授又は講師に規定する大学の業務」とは、学校教育法

することをいうものであること。教授し、その研究を指導し、研究に従事「教授研究」とは、教授等が、学生を

「主として研究に従事する」とは、業

取り扱って差し支えないこと。

なお、大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは、教授研究のの医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務であって、チーム制(複数の医師が共同で診療の業務について代替要員のの医師が共同で診療の業務については、専ら診療行為を行われるものは、教授研究の対い、当該診療の業務については、専ら診療行為を行われるものは、教授研究の業務として従事するが、と学病院等において行われる診り扱って差し支えないこと。

3 その他

学校教育法に規定する大学の助手につき、専門業務型裁量労働制の対象となるき、専門業務型裁量労働制の対象となるき、専門業務型裁量労働制の対象となるものであること。

二·三 基発011至001号)

部を改正する告示の適用について」(以下 労働大臣の指定する業務を定める告示の 〇〇四号「労働基準法施行規則第二十四条 等の労働実態が明らかになるまでの間、平 されたところであるが、新設された「助教」 改正法が、平成十九年四月一日より施行さ 【学校教育法改正に伴う「労働基準法施行 によることとするので、遺漏なきを期され の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生 成十五年十月二十二日付け基発第一〇二二 することとされ、各職務内容について規定 同法第五十八条において助教授に代えて れ、大学に置かなければならない職として、 法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部 定める告示の一部を改正する告示の適用に 規則第二十四条の二の二第二項第六号の規 ついて」の取り扱いについて】 学校教育 定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を 「准教授」を設け、また、「助教」を新設 「局長通達」)の運用に当たっては、以下

· 記

1

する告示第七号「学校教育法(昭和二十指定する業務を定める告示の一部を改正項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の基準法施行規則第二十四条の二の二第二基準法施行規則第二十四条の二の二第二本教授は、周長通達記の2の「助教授」

型裁量労働制の対象業務として取り扱う従事するものに限る。)」として専門業務おける教授研究の業務(主として研究に二年法律第二十六号)に規定する大学に

2 助教について

東東務と取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

東京を取り扱うこと。

なお、この場合において「助教」は、なお、この場合において「助教」は、東京の所定労働時間又は法定労働時間のうちの所定労働時間又は法定労働時間のうちの所定労働時間又は法定労働時間のうちの所定労働時間又は法定労働時間のうちがる研究の業務に従事する場合において「助教」は、なお、この場合において「助教」は、なお、この場合において「助教」は、

(平元・四-二 基監発08011001号)

【プロジェクトチームの場合】

フの管理の下に業務遂行、時間配分を行う発業務を行つている場合、実際上、そのチー圏 数人でプロジェクトチームを組んで開

専門業務型裁量労働制(第四章

第三十八条の三関係

量労働制に該当し得るか。ケースが多いと思われるが、専門業務型裁

取扱いはどうか。雑用、清掃等のみを行う労働者がいる場合、また、プロジェクト内に業務に付随する

発|号)

とない。 といずれも専門業務型裁量労働制に該当

(昭章・三・四、基発150号、平三・一・一基

【専門業務型裁量労働制における労働時間 「専門業務型裁量労働制に該当する業務を定め、当該業務の遂行に必要とされる時間を定めた該業務の遂行に必要とされる時間を定めた該業務の遂行に必要とされる時間を定め、当

こととしたものであること。
で、当該協定には、有効期間の定めをする
に協定内容を見直すことが適当であるの
が考えられるものであり、一定の期間ごと
間は、一般的に、時とともに変化すること

発一号) (昭章·三·四 基発1至0号、平三·一· 基

| 一か月単位のみなし労働時間の協定|

定で定める時間は、一日の労働時間だけで間、専門業務型裁量労働制において労使協

(昭空・三・18 基発1至0号、平三・一・一路 一日当たりの労働時間を協定する。なく、一か月の労働時間でも可能か。

基

のであること。体日に関する規定の適用は排除されないも適用される場合であつても、休憩、深夜業、重た、労働時間のみなしに関する規定が

発一号) 基発1至0号、平三・1・1 基

あること。(平三・10・三 基発10三00三号)と同等のものとすることが望ましいもので画業務型裁量労働制における同措置の内容画業務型裁量労働制における同措置の内容具体的内容」 健康・福祉確保措置及び苦情処理措置の

祉確保措置及び苦情処理措置を必要とする【記録の保存】 本制度において、健康・福

であること。

(平1至·10·111 基発10111001号)

(1) 法第四十一条第二号に規定する監督又れの要件も満たすものであること。【労働者の過半数代表者の要件】 次のいず

(2) 法に基づく労使協定の締結当事者、就は管理の地位にある者でないこと。 (1) 法第四十一条第二号に規定する監督又

ではないこと。 対に基づく気候協定の新栽当事者 あった 使用者の意向によって選出された者であらかにして実施される者等を選出することを明見を聴取される者等を選出することを明明を ではないこと。

> 基発OSI(第1号) 《平二·一· 完基発照号、平三·至· 八

【労働者の過半数代表者の選出手続】

れているか。 等」の「等」には、どのような手続が含ま等」の「等」には、どのような手続が含ま

る。 (平二・三・三 基発 | 売号) ことが明確になる民主的な手続が該当す者の過半数が当該者の選任を支持している

「過半数代表者の不利益取扱い」 過半数代表者の不利益取扱いをしないようにしなければならないな行為をしたことを理由として、解雇、当な行為をしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたこと又は過半数代表者になることをしたことを理由として、解雇、

ること。(平二・一・元 基発室号)間についての不同意等も含まれるものであ位の変形労働時間制の労働日ごとの労働時法に基づく労使協定の締結の拒否、一年単法に基づく労使協定の締結の拒否、一年単

子がは出れるのからの時間限の 1 3gto-

(ME)というでは、 他は、 をおかない。 のでは、 他は、 をおかない。

ばならないものであること。なお、その受より所轄労働基準監督署長に届け出なけれに関する労使協定は、規則様式第十三号に「労使協定の届出」の専門業務型裁量労働制

100

ころ、『引きぎ』させがかりこう。 必要に応じて的確に指導すること。 理に当たつては、協定内容をチェックし、

もなく、その旨十分周知すること。
歴労働制の対象労働者の意見を聴く機会が健協定の締結に当たつては、専門業務型裁使協定の締結に当たつては、専門業務型裁

発1号) 《基発1至0号、平三・1・1 基

ましいものであること。
ことを防ぐため、三年以内とすることが望間については、不適切に制度が運用される関に効度の有効期間 労使協定の有効期

(平||五・||O・||| 基発||O||||100||号)

運営に

関する事

項

第三 業場 を行政 掲 委員会がその委員 成 する委員会 範 か 上 で定めるところにより当該: され て意見 げる の多 にお つ、 員とするも 条件 0 囲 て ょ 0 事 他 かせたときは、 厚生労働省令 り、 労働 ける 官庁に届け出た場合に 使用者が、厚生労! 数による議 た事業場に 業主に対し 0) 属する労働者を当該 第二 関 当該 を述べることを目 0 第一 する のとみ 者を代表する者を 号に掲げる労働 兀 第三号に掲げ (使用者及び 事業場 の 事 号に掲げる業 賃 に なす。 において、 決にこれの五日 当該 で定め 項を調 厚生労働省 限る。 当該労働 により次に かて、 当該 る。) が設 が設 事 お 当該 る時 を 項 H 働 るとこ 杳 的 事 者 決 肼 務 業 のお議 令 事 議労

ること。

決定等に る必要 象業務_ 務 な指示をし 0 分析 遂行 する 幅 務 (以 下 4 7 くがあ 0 性 下この条に 12 0 は という。) 関 手段及び 質 業務 企 な る その 主 者 画 ないこととする業と使用者が具体的段及び時間配分のはままが異体的の数量にゆだね で 遂 あ n を お 行 7 eV. 0 適 方法を 切 調 7 半 查 対 遂 及

み 労 範 で ため に就 働者 なさ 定 囲 対象業務を適切に 0 め 知識 る時 であ かせたときは当該 れることとなるも 間 つ って、 労働 経験等を有 当該対 L たも 遂行 のと する め 決 象業 する 議 0

労働 対象業務 n Ź る 者 労働 時 の労 間 務 に 働 者 従事する前号に 時の 間 範 とし 囲 K て算定 属 でする

四 対象業務に従事する第二号

五 応じ る 関する措置を当該 福 るところにより使用 る労働者から 13 該 掲 労働 使 祉 揭 対 を確保 決議 用 象業務に従事する第二 た げる労働 げ 治該 者が講ずること。 者 る 労 で定めるとこ す労 労 働 の苦情 るた 者 働 働 者 時 0) 者 0) 決 範 8 0 間範 者が講 0 囲 健 議 0 0 进 措置を に属す うによ 処 で定め に 一理に 属 号 ず す

六 務に就 こと及 範 た当該 なすことに より第二号に ならないこと。 げる 使用者は、 囲に属する労働 同 意を得なけ 不 父び当該| 労働 時間 利 かせたときは 益 者 つい 労 な 働 掲 取に 同 げ 0) 扱対 意 n て当該労 断者を対 る労働 を たも ば 項 1 なら 第 0 て解 L 規定に ならなか 0) 働者 号に とみ 雇 者 9

項か、厚生労働省令で定める事七、前各号に掲げるもののほ

2

前

項

0

委員

会

は

各号に

適

合するも

Ó

でなけ

れ次

ばの

なら

- する での組労 定め で定 ころによ 9 当該委員会の議 Vi 1があ 働 つめるところに て指名され お 周 表する者に 織 7 概する労働組合; 労働者の は 生 委 Vi 知 一労働省 事業場 り、 半数 負 る ては労働者の が 保存 場 会 当該 义 議 合 で 0 ら \tilde{o} 7 され 事録 組 一令で定め 厚 13 委 分分働者 により任 いること。 生 お織 員 事に て が作 一労働 る がの 13 する 0 過 な 调 ととも 半 7 成 る 平い平は つ 期 省 に 林 ملح 令数場数そ働労 1/3 を
- 件 か、厚生労働省令で定める要 三 前二号に掲げるもののほ
- 3 て指 件 ß 従 0 委員会 各 審 0 0 事 厚件 針を定め、 号に議会 とする。 確 す 牛 保 労 労働 掲 0 を 働 げる 意 図 大 議 見 る 者 臣 これを公表 に他 業 なする に同第 に同第 働働 務 政条
- 4 れ施 同 めた ば 状 項 るところによ 使 第 沢第四 一項の 況 用 ならない。 者 行 [号に規定する措置]ろにより、定期的 は、 規定 政 よ厚り、 官 庁に 一労働省 よる届 報 告 こ 令 出 なりま に、定 を L
- (5)委員 0 の五 条 几 決に 第三十二条の三、第一 項 一分の 0 より第三十二 五 委員 項及び第二 第 兀 以 会 E 上 第三 0) お 多数 条 項、 11 てそ 0 十二 四 第三 13 第 ょ \mathcal{O}

項、

第三

とあ 第三 第四 第 L 十 ___ ける 9 七 び八一 第 三十二条 一条の五第一項、第一項から第三章 書 七 項 項ただし書、第三十六条、 V 条 項、 一十二月の規 て決議 Ź 項、 第 条 項 項ただ 0) 条第三項 ただし書に 次条 0 二規条定 決 0 0 決議 第六項及 の三、 か 条 は 四 第一項、 十二条の二 第 第 の適 の三、第三十二 が 兀 0 協定 議 項 第三項ま 第百六条第 行 用 規 項に 第 一項並び 第三十八条 第三 とい 項まで、 わ 若 にび 定 前 第三十四 れ 一十二条 いつい 第七 し 項中 規定する委 第一 する 六項 条第 た場合に う。 くは第三 項、 項ただ に次条 <u>)</u>と、 第三 ては 事 及 第 協定 六 [条第 のニ 項を 第三 0) び 項 項 十 兀 第 な 12

は

一項、第三十七条第三項、 第三十 第三十 ·六条第 代表する者又は同 る委員」とする。 項 0

決議をす

、条の二第二項、

前条第一項並 第六項及び第

項ただし書、

に次条第四項、

項ただし

書中「協定」

とある

則第六条の二法第十八条第二項、 る。 次の各号のいずれにも該当する者とす 書並びに法第九十条第一項に規定する労 法第三十八条の四第二項第一号、 条の二第二項、法第三十八条の三第一項、 四項、法第三十七条第三項、法第三十八 書、法第三十六条第一項、第三項及び第 の五第一項、法第三十四条第二項ただし 条の四第一項及び第二項、法第三十二条 二第一項、法第三十二条の三、法第三十二 において「過半数代表者」という。)は、 働者の過半数を代表する者(以下この条 十九条第四項、第六項及び第七項ただし 十四条第一項ただし書、法第三十二条の 法第三

票、挙手等の方法による手続により選 又は管理の地位にある者でないこと。 出された者であること。 することを明らかにして実施される投 法に規定する協定等をする者を選出 法第四十一条第二号に規定する監督

員」と、「当該協定」とある

!条第四項中「又は労働者

0

「当該協定又は当該決議」と、

一半数を代表する者」とあるの

若しくは労働者の過半数を

る者又は同項の決議をする委

うくは労働者の過半数を代表す

数を代表する者」とあるのは「若

条第三項中「又は労働者の過半

は

合」と、「その協定」とあるの

その協定又は決議」と、

同

決議を行政官庁に届け出た場 とあるのは「届け出た場合又は 又は決議に基づき」と、

第三十

条の四第二項中

同意を得

協定又は決議

と、

第三

とあるのは「同意を得て、

六条第一項中「届け出た場合」

2 場にあつては、法第十八条第二項、法第 一十四条第一項ただし書、 前項第一号に該当する者がいない事業 法第三十九条

> 当する者とする。 過半数を代表する者は、前項第二号に該 第四項、 に法第九十条第一項に規定する労働者の 第六項及び第七項ただし書並び

3 扱いをしないようにしなければならな 行為をしたことを理由として不利益な取 ること若しくは過半数代表者になろうと したこと又は過半数代表者として正当な 使用者は、労働者が過半数代表者であ

事項等) [企画業務型裁量労働 制 の決議で定める

則第二十四条の二の三 法第三十八条の四 号の二により、所轄労働基準監督署長に 第一項の規定による届出は、 しなければならない。 様式第十三

係る労働時間の算定について適用する。 第四章の労働時間に関する規定の適用に 法第三十八条の四第一項の規定は、

3 のとする。 労働省令で定める事項は、 法第三十八条の四第一項第七号の厚生 次に掲げるも

決議の有効期間の定め 法第三十八条の四第 項に規定する

労働者ごとの記録を前号の有効期間中 及び当該有効期間の満了後三年間保存 使用者は、次に掲げる事項に関する

司意ハー法第三十八条の四第一項第六号の

(労使委員会の委員の指名等)

ければならない。 の地位にある者以外の者について行わな 四十一条第二号に規定する監督又は管理 第二項第一号の規定による指名は、法第 **則第二十四条の二の四** 法第三十八条の四

う。))から起算して三年間保存しなけれる、当該決議に係る書面の完結の日による議事録を作成して、これをその開催の日(法第三十八条の四第一項に規定する決議及び労使委員会の決議並びに第二十五条の二に規定する労使委員会の規定する決議及び労使委員会の決議並びに第二十五条の二に規定する労使委員会の規定する委員の五分の四以上の多数による議決による議事録の作成及び保存については、当該決議に係る書面の完結の開催のでは、当該決議に係る書面の完結の開催のでは、当該決議に係る書面の完結の別による決議が行われた会議の議事録にある。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示一 労働者に周知させなければならない。以ずれかの方法によつて、当該事業場のは、労使委員会の議事録を、次に掲げるによる議事録の周知については、使用者③ 法第三十八条の四第二項第二号の規定
- し、又は備え付けること。
 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示
- 確認できる機器を設置すること。 業場に労働者が当該記録の内容を常時れらに準ずる物に記録し、かつ、各作三 磁気テープ、磁気ディスクその他こニ 書面を労働者に交付すること。
- ればならない。
 については、労使委員会の同意を得なけ
 ⑤ 使用者は、前項の規程の作成又は変更
- ⑥ 使用者は、労働者が労使委員会の委員の 使用者は、労働者が労使委員会の委員になろうとしたことを理由としとして正当な行為をしたことを理由としたこと又は労使委員会の委員にのあること若しくは労使委員会の委員

(報告)

則第二十四条の二の五 法第三十八条の四

ない。 「村田道の規定による報告は、同条第一項 第四項の規定による報告は、同条第一項 第四項の規定による報告は、同条第一項

実施状況について行うものとする。
の健康及び福祉を確保するための措置の
働者の労働時間の状況並びに当該労働者
報告は、同条第一項第四号に規定する労

のは「六箇月以内ごとに一回」とする。及びその後一年以内ごとに一回」とあるの間、同条同項中「六箇月以内に一回、五第一項の規定の適用については、当分則附則第六十六条の二 第二十四条の二の

□告 示

○分子(○分子) ○分子(10·11) ○分子(10·11) ○分子(10·11) ○分子(10·11) ○分子(10·11) ○分子(10·11) ○分子(10·11)

第1 趣旨 正な労働条件の確保を図るための指針 より同項第一号の業務に従事する労働者の適 労働基準法第三十八条の四第一項の規定に

り同項第一号に規定する対象業務(以下「対いう。) 第三十八条の四第一項の規定によこの指針は、労働基準法(以下「法」と

のである。 という。)に従事する労働者の適 象業務」という。)に従事する労働条件の確保を図るため、同項に規 正な労働条件の確保を図るため、同項に規 に以下「企画業務型裁量労働制」という。) に以下「企画業務型裁量労働制」という。) に以下「企画業務型裁量労働制」という。) に以下「企画業務型裁量労働制」という。) の実施に関し、同項に規定する事業場の使 の実施に関し、同項に規定する事業場の使 の実施に関し、同項に規定する事業場の のである。

第2 企画業務型裁量労働制の対象事業場 第2 企画業務型裁量労働制の対象事業場に関 場の使用者及び当該事業場の労働者並びに 場の使用者及び当該事業場の労働者並びに 労使委員会の委員が留意すべき事項等は、 労使委員会の委員が留意すべき事項等は、

1 労働基準法の一部を改正する法律(平1 労働基準法の一部を改正する法律(平1 労働基準法の一部を改正する法律(平1 労働基準法の一部を改正する法律(平 労働基準法の一部を改正する法律(平 労働基準法の一部を改正する法律(平)

こう場合において、寸泉事を易には、であることに留意する必要がある。裁量労働制を実施することができるもの

なお、

個別の製造等の作業や当

- (1) 本社・本店である事業場
- 次に掲げる事業場であること。をが行われる事業場であり、例えば、事業の運営に大きな影響を及ぼす決あって次に掲げる事業場の属する企業等に係るあって次に掲げる事業場以外の事業場で
- ている事業本部である事業場ついての事業計画の決定等を行っり扱う主要な製品・サービス等に

生産、販売等についての事業計画

業活動の対象となる地域における

や営業計画の決定等を行っている

- する支社・支店等である事業場である事業計画や営業計画の決定等をがまれた。 おいる地域本社や地域を統轄での事業計画や営業計画の決定等を業活動の対象としている主要な地
- 行っている工場等である事業場の具体の、本社・本店である事業場の具体の、当該事業場の属する企業等がに、当該事業場の属する企業等がに、当該事業場の属する企業等が

- な指示を受けることなく独自に、当該事業場に係る事業の運営に大きな 影響を及ぼす事業計画や営業計画の 決定を行っている支社・支店等であ る事業場であり、例えば、次に掲げ る事業場であること。 (イ) 本社・本店である事業場の具体 的な指示を受けることなく独自に、当 に、当該事業場を含む複数の支 社・支店等である。
- 文社・支店等である事業場 で、本社・本店である事業場の具体 のな指示を受けることなく独自 がの対象となる地域における生産、販売等についての事業計画や 産、販売等についての事業計画や 産、販売等についての事業計画や 産、販売等である事業場の具体

を受けて、個別の営業活動のみを店等である事業場の具体的な指示なお、本社・本店又は支社・支

企画業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の四関係)

ではないこと。 行っている事業場は、対象事業場

四第一項各号に掲げる事項第3 労使委員会が決議する法第三十八条の

する事項関係・法第三十八条の四第一項第一号に規定・

| る事項||(1)||当該事項に関し具体的に明らかにす |

ある。 がる要件のいずれにも該当するもので対象業務は、次のイからニまでに掲

の業務であること
イ 事業の運営に関する事項について

する部署において策定される当該である事業場の管理・運営を担当理・運営とあわせて対顧客営業を理・運営とあわせて対顧客営業をがある事業場においている場合、当該本社・本店である事業場においている場合である事業場におい

四 事業本部である事業場における 当該事業場の属する企業等が取り 扱う主要な製品・サービス等についての運営に関する事項」に該当する支 社・支店等である事業場における、当該事業場の属する企業等が 事業活動の対象としている主要な 地域における生産、販売等については「事業 の事業計画や営業計画については「事業 は 「事業 の属する企業等が取りる、当該事業場の属する企業等が 取り 地域における生産、販売等における は 「事業 の属する企業等が取り は 「事業 の運営に関する事項」に

は「事業の運営に関する事項」に 本社・本店である事業場の具体的 本社・本店である事業場の具体的 な指示を受けることなく独自に策 定する、当該事業場の属する企業 定する、当該事業場の属する企業 は「事業の運営に関する事業場の具体的

該当する。

なお、個別の製造等の作業や当該作業に係る工程管理は「事業の運営に関する事項」に該当しない。 具体的な指示を受けることなく独 自に策定する、当該事業場を含む 複数の支社・支店等である事業場にお に係る事業活動の対象となる地域 に係る事業活動の対象となる地域 に将る事業活動の対象となる地域 における生産、販売等についての 事業計画や営業計画については 「事業の運営に関する事項」に該 当する。

○ 支社・支店等である事業場において、本社・本店である事業場のみに 目に策定する、当該事業場のみに 信に策定する、当該事業場のみに 係る事業活動の対象となる地域に がて、本社・本店である事業場のみに がて、本社・本店である事業場のみに がで、本社・本店である事業場のみに 業の運営に関する事業場のみに

当しない。「事業の運営に関する事項」に該を受けて行う個別の営業活動はを受けて行う個別の営業活動は店等である事業場の具体的な指示なお、本社・本店又は支社・支

U

企画、立案、

調査及び分析の業務

であること

企画業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の四関係

を命じられた業務をいう。 法第三十八条の四第一項第一号の 法第三十八条の四第一項第一号の 法第三十八条の四第一項第一号の 法第三十八条の四第一項第一号の

該当するものではない。

「調査」又は「分析の業務」にて行われる業務の全てが直ちに「企を語句をその名称に含む部署において行われる業務の全でが直ちに「企を記句をその名称に含む部署において、対象事業場に設けら

業務であること
労働者の裁量にゆだねる必要がある行するにはその遂行の方法を大幅に当該業務の性質上これを適切に遂

性質に照らし客観的にその必要性が務をいうものではなく、当該業務の労働者の数量にゆだねる必要がある」業務とは、使用者が主観的にその必要があると判断しその遂行の方法を大幅に労働者にめだねる必要があると判断しその遂行の方法を大幅に済働者にはその遂行の方法を大幅に済働者の裁量にゆだねる必要があると判断しその必要がある。

存するものであることが必要であ

こと お言葉務の遂行の手段及び時間配 当該業務の遂行の手段及び時間配

務は、これに該当しない。体的な指示の下に行われる業務の遂行することを指示されている業方法等についての詳細な手順に即し方法等についての詳細な手順に即したがって、日常的に使用者の具

(2) 留意事項

当該業務に従事する労働者に関し、対象業務として決議したとしても、当しない業務を労使委員会において必要であり、その全部又は一部に該がある。とが、が、、()イからニまでのいイー対象業務は、()イからニまでのい

得る業務の例は、これに該当するもなお、小に掲げる対象業務となりとが必要である。

の例及び口に掲げる対象業務となり

イイ)に掲げる対象業務となり得る業務ついて決議するに当たり、委員は、

なお、(イに掲げる対象業務となりる。)

を行い、経営に関する計画を策ける業務のうち、経営状態・経営企画を担当する部署にお 対象業務となり得る業務の例

四三九

定する業務

- ④ 人事・労務を担当する部署における業務のうち、現行の人事制度の問題点やその在り方等に制度の問題点やその在り方等に制度の問題点やその在り方等に
- ④ 人事・労務を担当する部署に
 ④ 人事・労務を担当する部署に
 むける業務のうち、業務の内容
 を行い、社員の教育・研修計画
 を行い、社員の教育・研修計画
 を行い、社員の教育・研修計画
 を行い、社員の教育・研修計画
 ないの方式
 の方式
 の表式
 の方式
 の示式
 の示
- 財務に関する計画を策定する業について調査及び分析を行い、おける業務のうち、財務状態等の財務・経理を担当する部署に
- い、広報を企画・立案する業務等について調査及び分析を行業務のうち、効果的な広報手法の 広報を担当する部署における
- ついて調査及び分析を行い、企成績や営業活動上の問題点等に成績や営業活動上の問題点等にの 営業に関する企画を担当する

計画を策定する業務品ごとの全社的な営業に関する業全体の営業方針や取り扱う商

- 窓 生産に関する企画を担当する金社的な生産計画を策定する業の等について調査及び分析を行い、原材料等の調達計画も含めい、原材料等の調査とはの動力を会社的な生産計画を扱う会社的な生産計画を発売する
- 業務
 ① 経営に関する会議の庶務等の
 四 対象業務となり得ない業務の例
- 施等の業務が、経用・研修の実力の計算及び支払、各種保険のの計算及び支払、各種保険のの。
- 計算等の業務告及び納付、予算・決算に係る帳簿の作成及び保管、租税の申録の出納、財務諸表・会計
- ⑤ 個別の営業活動の業務
- 買い付け等の業務 個別の製造等の作業、物品の
- 量労働制が適用されている場合でとされることに関し、企画業務型裁「使用者が具体的な指示をしない」ハ 対象業務について(1)ニにおいて
 - ることが必要である。 行うことが適当であることに留意す に、労働者の上司に対し、これらの ことがあることに留意するととも のため、使用者は、業務量が過大で 確になされることが重要である。こ 施に当たっては、これらの指示が的 らの基本的事項について所要の変更 基本的事項を指示することや、中途 使用者が労働者に対し業務の開始時 象業務について決議するに当たり、 のである。 的確に行うよう必要な管理者教育を 基本的事項を適正に設定し、指示を 決定に関する裁量が事実上失われる る場合には、労働者から時間配分の ある場合や期限の設定が不適切であ に留意することが必要である。 の指示をすることは可能であること において経過の報告を受けつつこれ に当該業務の目的、目標、期限等の することについて制限を受けないも 間配分の決定等以外については、 用者は、労働者に対し必要な指示を また、企画業務型裁量労働制の実 っても、 したがって、委員は、対 の遂行の手段及び 使
 - する事項関係
 2 法第三十八条の四第一項第二号に規定
- (1) 当該事項に関し具体的に明らかにす

る事 項

則である。 務に常態として従事していることが原 使用者が対象業務に就かせる者(以下 識、経験等を有する労働者」であって 「対象労働者」という。) は、対象業 「対象業務を適切に遂行するための知 法第三十八条の四第一項第二号の

(2)必要となる具体的な知識、経験等を有 数、職能資格等の具体的な基準を明ら 囲を特定するために必要な職務経験年 のため、対象労働者となり得る者の範 業務ごとに異なり得るものであり、こ する労働者」の範囲については、対象 かにすることが必要である。 留意事項 「対象業務を適切に遂行するために

じないものであることに留意すること を有しない労働者を対象業務に就かせ した場合、使用者が当該知識、経験等 経験等を有しない労働者を含めて決議 象業務を適切に遂行するための知識 当たっては、委員は、客観的にみて対 が必要である。 たっての労働時間のみなしの効果は生 ても企画業務型裁量労働制の法第四章 なり得る者の範囲について決議するに の労働時間に関する規定の適用に当 労使委員会において、対象労働者と 例えば、 大学の学部を

> 経験等を有する労働者であるかどうか 象業務を適切に遂行するための知識、 し五年程度の職務経験を経た上で、対 者に該当し得ず、少なくとも三年ない 卒業した労働者であって全く職務経験 の判断の対象となり得るものであるこ がないものは、客観的にみて対象労働 とに留意することが必要である。

3 する事項関係 法第三十八条の四第一項第三号に規定

る事項 当該事項に関し具体的に明らかにす

として算定される時間」(以下「みな 働者の範囲に属する労働者の労働時間 とが必要である。 いての対象労働者の労働時間数とし 法第四章の規定の適用に係る一日につ し労働時間」という。)については、 て、具体的に定められたものであるこ -対象業務に従事する前号に掲げる労 法第三十八条の四第一項第三号の

(2)留意事項

評価制度及びこれに対応する賃金制度 るとともに、対象労働者に適用される 委員は、対象業務の内容を十分検討す 時間について決議するに当たっては、 について使用者から十分な説明を受 労使委員会においては、みなし労働

> が必要である。 ことが必要であることに留意すること 適切な水準のものとなるよう決議する

する事項関係 法第三十八条の四第一項第四号に規定 当該事項に関し具体的に明らかにす

る事項 ところにより使用者が講ずることにつ 措置」という。)を当該決議で定める ための措置」(以下「健康・福祉確保 当該労働者の健康及び福祉を確保する 象労働者の「労働時間の状況に応じた のものであることが必要である。 いては、次のいずれにも該当する内容 法第三十八条の四第一項第四号の

こと。その方法としては、いかなる という。)を把握する方法として 状況等の勤務状況(以下「勤務状況 時間帯にどの程度の時間在社し、労 室時刻の記録等によるものであるこ 明らかにし得る出退勤時刻又は入退 務を提供し得る状態にあったか等を なものを具体的に明らかにしている 当該対象事業場の実態に応じて適当 使用者が対象労働者の労働時間

いて、対象労働者の勤務状況に応じ、 イにより把握した勤務状況に基づ 用者がいかなる健康・福祉確保措

企画業務型裁量労働制

(第四章

第三十八条の四関係

習え手見るものであること。置をどのように講ずるかを明確にす

- (2) 留意事項
- イ 対象労働者については、業務の遂 行の方法を大幅に労働者の裁量にゆ だね、使用者が具体的な指示をしな いこととなるが、使用者は、このた めに当該対象労働者について、労働 者の生命、身体及び健康を危険から 保護すべき義務(いわゆる安全配慮 義務)を免れるものではないことに 留意することが必要である。
- ロ 使用者は、対象労働者の勤務状況 を把握する際、対象労働者の勤務状況に のいての上司による定期的なヒアリング等に基づき、対象労働者の健康状態を把握することが望ましい。このため、委員は、健康・福祉確保措置を講ずる前提として、使用者が対象労働者の勤務状況と併せてその健康状態を把握することが望ましい。とが必要である。
- ることが必要である。
 次のものが考えられることに留意す委員は、健康・福祉確保措置として確保措置を決議するに当たっては、確保措置を決議するに当たっては、

- と 休日又は特別な休暇を付与するこ 及びその健康状態に応じて、代償 のでその健康状態に応じて、代償 が 把握した対象労働者の勤務状況
- 診断を実施すること 及びその健康状態に応じて、健康の 把握した対象労働者の勤務状況
- (二) 心とからだの健康問題について 次有給休暇についてまとまった日 数連続して取得することを含めて をの取得を促進することを含めて
- の相談窓口を設置することに、心とからだの健康問題について
- をすること
 な場合には適切な部署に配置転換及びその健康状態に配慮し、必要及びその健康状態に配慮し、必要
- (べ) 働き過ぎによる健康障害防止の(べ) 働き過ぎによる健康障害防止の(水) 働き過ぎによる健康状態に応じて、対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせることが動務状況及びその健康状態に応じて、対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせることで、対象労働者への企画業務型裁量を行うことを決議に含めることが望ましいことに留意することが必要で

- 本 使用者は、ハに例示した措置のほかに、対象労働者が創造的な能力を 健点から、例えば、自己啓発のため の特別な休暇の付与等対象労働者の 能力開発を促進する措置を講ずることを 能力開発を促進する措置を講ずることを とが望ましいものである。このため、 を耐望ましいものである。このため、 とが望ましいものである。このため、 の特別な休暇の付与等対象労働者の 能力開発を促進する措置を講ずることが の時別な休暇の付与等対象労働者の を が望ましいものである。このため、 の特別な休暇の付与等対象労働者の を のため、 のものである。このため、 を のものである。このため、 のものである。このため、 を のものである。このため、 を のものである。このため、 のものである。このため、 のものである。このため、 のものである。 のものでものである。 のものでの。 のものである。 のものでのでの。 のものでのでのでのでのでのでの。 のものでのでのでのでのでのでのでのでのでの
- 1) 当該事項に関し具体的に明らかにすする事項関係 5 法第三十八条の四第一項第五号に規定
- 去第三十八条の四第一頁第五号の寸る事項当該事項に関し具体的に明らかにす

法第三十八条の四第一項第五号の対 ま業務に従事する対象労働者からの は、 で表情の中出の窓口及び担当者、取り扱 で表情の中出の窓口及び担当者、取り扱 で表情の中出の窓口及び担当者、取り扱 で表情の中出の窓口及び担当者、取り扱 で表情の中出の窓口及び担当者、取り扱 で表情の中出の窓口及び担当者、取り扱 で表情の中出の窓口及び担当者、取り扱 で表情の地理に関する措置」(以下「苦 にでいては、 で表情の地理に関する対象労働者からの を表情の地理に関する対象労働者からの

(2) 留意事項

り、対象労働者が苦情を申し出やす申出の窓口とすること等の工夫によは、使用者や人事担当者以外の者を置について決議するに当たり、委員イ 労使委員会において、苦情処理措

とに留意することが必要であることに留意することが必要であることに留意することが必要である。

とに留意することが必要である。

とに留意することが必要である。

とに留意することが必要である。

とに留意することが必要である。

とに留意することが必要である。

ロ 苦情処理措置として、労使委員会 であることに留意することが が対象事業場において実施されている苦情処理制度が 当該実施されている苦情処理制度が 当該実施されている苦情処理制度が が適当であることにおいて実施されている であることに応じて機能するよう配慮することが が適当であることに留意することが 必要である。

(1) 当該事項に関し具体的に明らかにす

号に掲げる時間労働したものとみなすを対象業務に就かせたときは同項第三り、使用者が同項の規定により労働者法第三十八条の四第一項第六号によ

口

委員は、

企画業務型裁量労働制の

適用を受けることについての労働者

あることが必要である。 決議の有効期間ごとに得られるものでに規定する決議事項として定められる当該労働者ごとに、かつ、同項第七号ことについての当該労働者の同意は、

(2) 留意事項

イ 法第三十八条の四第一項第六号にイ 法第三十八条の四第一項第六号に 規定する事項に関し決議するに当たり、委員は、対象業務の内容を始め とする決議の内容等当該事業場にお を受けることに同意した場合に適用 を受けることに同意した場合に適用 を受けることに同意した場合に適用 を受けることに同意した場合に適用 を受けることに同意した場合に適用 を受けることが必要であることが必要であることが必要である。

が必要である。が必要である。が必要であることに留意することとが適当であることに留意することを認めることとする場合にはその要件及び手とが適当であることに留意することを認める。

する事項関係 - 法第三十八条の四第一項第七号に規定

る事項(1) 当該事項に関し具体的に明らかにす

は、有効期間を定めること。 法第三十八条の四第一項の決議に 項として定められている。 厚生労働省令で定める事項」として、 厚生労働省令で定める事項」として、 は、有効期間を定める事項」として、 は、有効期間を定めること。

企画業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の四関係)

(2)留意事項

が必要である。 イの有効期間の中途であっても決議の員会の開催の申出があった場合は、(1) ことが適当であることに留意すること することを同項の決議において定める 変更等のための調査審議を行うものと 以上から決議の変更等のための労使委 情の変化に対応するため、委員の半数 該決議の時点では予見し得なかった事 に当該決議の内容に関連して生じた当 三十八条の四第一項の決議を行った後 (1)イの事項に関連し、委員は、

8 に関する事項 その他法第三十八条の四第一項の決議

1

法第三十八条の四第一項による労使委

員会の設置に先立つ話合い

る事項について決議を行うに先立ち、使 受ける対象労働者に適用される評価制度 度及びこれに対応する賃金制度の内容に 用者は、対象労働者に適用される評価制 の四第一項第一号から第七号までに掲げ 分理解した上で、行うことが重要である。 することが適当であることに留意するこ 及びこれに対応する賃金制度の内容を十 委員が、企画業務型裁量労働制の適用を 事項について決議を行うに当たっては ついて、労使委員会に対し、十分に説明 このため、労使委員会が法第三十八条 労使委員会が法第三十八条の四に基づ 同項第一号から第七号までに掲げる

> 第 4 意すべき事項等は、次のとおりである。 働者の過半数を代表する者並びに委員が留 びに当該事業場の労働者、労働組合及び労 二項の規定等に関し対象事業場の使用者並 使委員会の要件等労使委員会に関する事項 労使委員会に関する法第三十八条の四第 とが必要である。また、委員は、 委員会において決議することが適当であ 内容の説明をするものとすることを労使 にあっては労使委員会に対し事前に変更 がこれらの制度を変更しようとする場合 ることに留意することが必要である。 法第三十八条の四第二項に規定する労 使用者

規定する労働者の過半数で組織する労働 ければならないことにかんがみ、同号に される場合にあってはその在り方等につ 置されるに先立ち、設置に係る日程、 組合がない場合も含めて、これらの手続 る。その際、委員の半数について同条第 望ましいことに留意することが必要であ 順、使用者による一定の便宜の供与がな 十八条の四第一項により労使委員会が設 数を代表する者又は労働組合は、法第三 を適切に実施できるようにする観点から 二項第一号に規定する指名の手続を経な いて十分に話し合い、定めておくことが 対象事業場の使用者及び労働者の過半

> 留意することが必要である。 話合いがなされることが望まし いことに

2 法第三十八条の四第二項第一号による 委員の指名

半数を代表する者は、法第三十八条の四 留意することが必要である。 ることを検討することが望ましいことに から、指名する委員にそれらの者を含め 者の上司の意見を反映しやすくする視点 り対象労働者となる労働者及び対象労働 第一項の決議のための調査審議等に当た う当該事業場の労働組合又は労働者の過 の四第二項第一号により委員の指名を行 対象事業場の使用者及び法第三十八条

3 係省令に基づく労使委員会の運営規程 法第三十八条の四第二項第三号及び関 が定められていること、使用者は運営 する規程(以下「運営規程」という。) 員会の招集、定足数、議事その他労使 づく労使委員会の要件として、労使委 委員会の運営について必要な事項に関 法第三十八条の四第二項第三号に基

員は、労使委員会の招集に関する事項 を定めるに当たっては、使用者及び委 四第六項及び第七項)。この運営規程 規定されている(則第二十四条の二の 会の同意を得なければならないことが 規程の作成又は変更について労使委員 として法第三十八条の四第

を、それぞれ規定することが適当であ すること及び決議の方法に関すること れる委員会の開催に関することを、議 に関すること及び必要に応じて開催さ 例として予定されている委員会の開催 議に係る有効期間中における制度の運 の調査審議のための委員会、 ることに留意することが必要である。 事に関する事項として議長の選出に関 用状況の調査審議のための委員会等定 同項の決

(2) び委員は、全委員に係る定足数のほか、 ものであることにかんがみ、使用者及 とは、労使委員会に出席した委員の五 事項を規定するに当たっては、労使委 ことを定めることが適当であることに 労使各側を代表する委員ごとに一定割 分の四以上の多数による議決で足りる 員の五分の四以上の多数による議決 五項に規定する決議をする場合の「委 留意することが必要である。 合又は一定数以上の出席を必要とする 員会が法第三十八条の四第一項及び第 運営規程において、定足数に関する

4 労使委員会に対する使用者による情報

(1) の開示 労使委員会に対し、労使委員会が法第 三十八条の四第一項の決議のための調 決議が適切に行われるため、使用者は、 法第三十八条の四第一項に規定する

企画業務型裁量労働制(第四章

第三十八条の四関係

必要である。 が適用されることとなった場合におけ の内容に加え、企画業務型裁量労働制 評価制度及びこれに対応する賃金制度 とされている対象労働者に適用される 説明するものとすることが適当である とが適当であることに留意することが る対象業務の具体的内容を開示するこ 査審議をする場合には、第3の8にお いて使用者が労使委員会に対し十分に

ところにより把握した対象労働者の動 る苦情処理措置の実施状況並びに労使 措置の実施状況、対象労働者からの苦 働者の健康及び福祉を確保するための 務状況及びこれに応じて講じた対象労 は、労使委員会に対し、法第三十八条 る情報を十分に把握するため、使用者 画業務型裁量労働制の実施状況に関す 当であることに留意することが必要で 八条の四第一項第五号に係る決議に係 情の内容及びその処理状況等法第三十 の四第一項第四号に係る決議で定める 委員会の開催状況を開示することが適 委員が、当該対象事業場における企

及びその処理状況を労使委員会に開示 するに当たっては、使用者は対象労働 者のプライバシーの保護に十分留意す なお、対象労働者からの苦情の内容

ることが必要である。

当であることに留意することが必要で 事項を運営規程で定めておくことが適 われる労使委員会の開催時期等必要な べき情報の範囲、開示手続、開示が行 使用者及び委員は、使用者が開示す

5 労使委員会と労働組合等との関係

制約するものではない。 あり、労働組合の有する団体交渉権を な実施を図る観点から行われるもので 委員会による隅査審議は、同項の決議 労働条件に関する事項についての労使 的とする委員会」とされている。この 該事項について意見を述べることを目 る事項を調査審議し、事業主に対し当 の当該事業場における労働条件に関す に基づく企画業務型裁量労働制の適正 一項により、「賃金、労働時間その他 労使委員会は、法第三十八条の四第

る事項を調査審議する労使協議機関と 事項の範囲を運営規程で定めておくこ らと協議の上、労使委員会の調査審議 とが適当であることに留意することが の関係を明らかにしておくため、それ 委員会と労働組合又は労働条件に関す 必要である。 このため、使用者及び委員は、労使

法第三十八条の四第五項に基づき、

四四五

を関会と特定条項に係る労使協定の締結当事者となり得る労働組合又は過半 数代表者との関係を明らかにしておく が特定条項のうち労使協定に代えて決 が特定条項のうち労使協定に代えて決 が特定条項のうち労使協定に代えて決 が特定条項のうち労使協定の範囲を運営 規程で定めておくことが適当であることに留意することが必要である。

の異、則附次の三)の異6〕、〔行政官庁への報告―則品の三

解釈例規

[趣旨①] 経済社会の構造変化や労働者の (趣旨①] 経済社会の構造変化や労働者の (趣言①] 経済社会の構造変化や労働者の (趣言①] 経済社会の (本述を (

であること。(平二・一・元 基発監号)であること。(平二・一・元 基発監号)が事務系労働者であつて、業務の遂行手段や時間配分を自らの裁量で決定し使用者から具体的な指示を受けない者を対象とする新たな裁量労働制を設けることとしたもの新たな裁量労働制を設けることとしたものであること。(平二・一・元 基発監号)であること。(平二・一・元 基発監号)

として導入されたものであるが、今回の改能性を拡大するために、その選択肢の一つ者が主体的に多様な働き方を選択できる可趣旨②】 企画業務型裁量労働制は、労働

ものであること。

(平三·10·三 基発10111001号)

ないものであること。業及び休日に関する規定の適用は排除され合であっても、法第四章のうち休憩、深夜また、労働時間のみなしが適用される場

(平三:1:1 基発|号)

●第一項関係

業務型裁量労働制を実施することができる【対象事業場】(今回の法改正により、企画)

動制を実施することができるものであることのであるが、いかなる事業場においてもころであるが、いかなる事業場においてもの画業務型裁量労働制を実施することができるということではなく、対象業務が存在の画業務型裁量労働制を実施することがであるが、いかなる事業場においてもったということではなく、対象業務が存在の事業場においてもったという。

すことが必要であること。ためには、あくまで対象業務の要件を満たであり、企画業務型裁量労働制を実施する事項として、その具体例を掲げているもの事なとして、その具体例を掲げているものまた、指針第2の対象事業場とは、留意

(平宝・10・三 基発10111001号)

【決議の方法】 労使委員会において、法第「決議の方法」 労使委員会においても明らかにさは、指針第4の32においても明らかにさは、指針第4の32においても明らかにさは、指針第4の32においても明らかにされていること。

こ。とが明らかであることが必要であるこの匹以上の多数による議決によるものであの匹以上の多数による議決によるものであ

(平三・1・一 基発1号、平三・三・云 **

企画業務型裁量労働制(第四章

第三十八条の四関係

発1111001号)

【決議事項の内容】

イ 一号決議事項

こと。 対象業務は、次の(イ)から(F)までに掲げ

落ちてあること (イ) 事業の運営に関する事項についての

四 企画、立案、調査及び分析の業務で

「企画、立案、調査及び分析の業務」法第三十八条の四第一項第一号の

をいうこと。

な合わせて行うことを内容とする業務析」という相互に関連し合う作業を組とは、「企画」、「立案」、「調査」及び「分

使用者に遂行を命じられた業務をいう掌する業務ではなく、個々の労働者がここでいう「業務」とは、部署が所

あること 者の裁量にゆだねる必要がある業務でするにはその遂行の方法を大幅に労働い 当該業務の性質上これを適切に遂行

法第三十八条の四第一項第一号の法第三十八条の四第一項第一項の表示ととは、当該業務の性質に照らし客観的者の裁量にゆだねる必要がある」業務者の裁量にゆだねる必要がある」業務が必要であること。

(上) 当該業務の遂行の手段及び時間配分に という相互に関連し合う作業をいつ、 をしないこととする業務」とは、当該 業務の遂行に当たり、その内容である に対し使用者が具体的な指示 をしないこととする業務」とは、当該 業務の遂行に当たり、その内容である をしないこととする業務」とは、当該 業務の遂行の手段及び時間配分 をしないこととする業務があること をしないこととする業務があること をしないこととする業務があること

四四七

をいうこと。 裁量が、労働者に認められている業務 どのように行うか等についての広範な

口 二号決議事項

労働者は、そのような対象業務に常態と ことから、これらの業務を含めた全体が 対象業務と評価されるものであり、対象 得るものであるが、これらの作業は、企 従事していることが原則であること。 して従事することが必要となるものであ な一部分を構成するものとして、当該業 画、立案、調査及び分析の業務の不可分 の収集、整理、加工等を行うこともあり また、自己の業務に関係する情報・資料 関係者等との打合せ等時間配分に関し拘 定、成果評価等に必要な会議への出席や においては、期初、期末における目標設 務に組み込まれているものと評価できる 束を受ける場合が生じ得るものであり、 対象労働者が対象業務を遂行する過程 対象労働者は、対象業務に常態として

数、職能資格等の具体的な基準を明らか囲を特定するために必要な職務経験年ののため、対象労働者となり得る者の範対象業務でとに異なり得るものであり、験等を有する労働者」の範囲については、験等を有する労働者」の範囲については、験等を適切に遂行するための知識、経象業務を適切に遂行するための知識、経象業務を適切に遂行するための知識、経

ハ三号決議事項にすることが必要であること。

一四号決議事項

とが必要であること。 とが必要であること。 とが必要であることについては、次の労働者の健康及び福祉を確保するための労働者の健康及び福祉を確保するための労働者の健康及び福祉を確保するための労働者の「労働時間の状況に応じた当該労働者の「労働時間の状況に応じた当該労働者の「労働時間の状況に応じた当該労働者の「労働時間の状況に応じた当該

(イ) 使用者が対象労働者の労働時間の状況等の勤務状況(以下「勤務状況」という。) を把握する方法として、当該対象事業場の実態に応じて適当なもの方法としては、いかなる時間帯にどの程度の時間在社し、労務を提供し得る状態にあったか等を明らかにし得るる状態にあったか等を明らかにし得るる状態にあったか等を明らかにし得る出退勤時刻又は入退室時刻の記録等によるものであること。

であること。であること。であること。であること。はは、対象労働者の勤務状況に応じ、使て、対象労働者の勤務状況に応じ、使い、付により把握した勤務状況に基づい

ホ 五号決議事項

が必要であること。
「苦情の処理に関する措置」については、
苦情の範囲、処理の手順・方法等その具
苦情の単出の窓口及び担当者、取り扱う
苦情の処理に関する措置」については、

へ 六号決議事項

- 七号決議事項の二 企画業務型裁量労働制の対象となることが必要であることに、かつ、七号決議事項の一とし者ごとに、かつ、七号決議事項の一としをについての労働者の同意は、当該労働とについての労働者の同意は、当該労働

は、既存の書類等に必要な記録がなされば、既存の書類等に必要な記録がなされば、既存の書類に関する状況を労働者に係るこれらの事項に関する状況を労働者に係るこれらの事項に関する状況を労働者に係るこれらの事項に関する状況が決別、使用者があること。 なお、記録の保存に当たってあること。 なお、記録の保存に当たってあること。 なお、記録の保存に当たってあること。 なお、記録の保存に当たってあること。 なお、記録の保存に当たってあること。 なお、記録の保存に当たってあること。 なお、記録の保存に当たっている。

る必要はないこと。の労働者ごとの書類として作成し保存す係る状況が確認できれば、必ずしも個々保存されることによって個々の労働者に

ナーその他

基発三三、600三号)
(平三・一・基発1号、平三・三・三、針第三に規定するとおりであること。

「政びその他の決議事項については、指項及びその他の決議事項については、指

賃等 留意することが必要であるとされている事 て決議することが適当であることに委員は だ針において、必要的決議事項に関連し 【労使委員会で決議することが適当な事項】

- ること | 労働者の能力関発を促進する措置を講ず | 四号決議事項に関連し、使用者が対象
- を行うこと
 裁量労働制の適用について必要な見直し態に応じて、対象労働者への企画業務型態に応じて、対象労働者への企画業務型虚した労働者の勤務状況及びその健康状況。 四号決議事項に関連し、使用者は、把
- における企画業務型裁量労働制の制度の容を始めとする決議の内容等当該事業場」、対象業務の内

概要、企画業務型裁量労働制の適用を受めることに同意した場合に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度の内価制度及びこれに対応する賃金制度の内価制度及びこれに対応する賃金制度の内価制度及びこれに対応する賃金制度の内価制度及びこれに対応する賃金制度の内価制度及びこれに対応する賃金制度の内でであること

- る場合には、その要件及び手続ら同意を撤回することを認めることとすの、六号決議事項に関連し、対象労働者か
- 等のための調査審議を行うものとするこの有効期間の中途であっても決議の変更異会の開催の申出があった場合は、決議数以上から決議の変更等のための労使委が、七号決議事項の一に関連し、委員の半出
- とすること

 に対し事前に変更内容の説明をするものに対し事前に変更内容の説明をするものに対しまうとする場合にあっては労使委員会に対しまうとする場合にあっては労使委員会のが、使用者が対象労働者に適用される評価

基発1三K001号) - 基発1号、平三·三·吴

【決議の有効期間】 労使委員会の決議の有

であること。
であること。
であることが望ましいものることのないように、その有効期間についたが、今後とも、不適切に制度が運用されたが、今後とも、不適切に制度が運用されの期間については、その期間を当分の間一

(平三・10・三 基発10三1001号)

(平三・三、 基発二〇号) と解してよいか。適用可能な場合、特定 の期間に制限はあるか。例えば、一か月、 を解してよいか。適用可能な場合、特定 の期間に制限はあるか。例えば、一か月、 の期間に制限はあるか。例えば、一か月、 あるいは一週間でもよいか。 あるいは一週間でもよいか。 あるいは一週間でもよいか。 あるいは一週間でもよいか。 あるいは一週間でもよいか。

おり、画業務型指針第3の1の⑴のイに記載のと一画業務型指針第3の1の⑴のイに記載のと号の「事業の運営に関する事項」とは、企【対象業務】 法第三十八条の四第一項第一

- ① 対象事業場の属する企業等に係る事業
- 及ぼす独自の事業計画や営業計画② 当該事業場に係る事業の運営に影響を

企画業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の四関係)

四四九

はなく、例えば、次のように考えられるも 関する事項が直ちにこれに該当するもので をいい、対象事業場における事業の実施に のであること。

該当する業務の例 ①に該当する例

営とあわせて対願客営業を行ってい 場の管理・運営を担当する部署にお る場合、当該本社・本店である事業 その属する企業全体に係る管理・運 企業全体の営業方針 いて策定される当該事業場の属する 本社・本店である事業場において

業計画

産、販売等についての事業計画や営 活動の対象となる地域における生

- 該事業場の属する企業等が取り扱う 主要な製品・サービス等についての 事業計画 事業本部である事業場における当
- 営業計画 生産、販売等についての事業計画や 対象としている主要な地域における 事業場の属する企業等が事業活動の 支店等である事業場における、当該 地域本社や地域を統轄する支社
- 社・本店である事業場の具体的な指 り扱う主要な製品・サービス等につ る、当該事業場の属する企業等が取 示を受けることなく独自に策定す 工場等である事業場において、本

- (1) ②に該当する例 的な指示を受けることなく独自に策 社・支店等である事業場に係る事業 定する、当該事業場を含む複数の支 て、本社・本店である事業場の具体 支社・支店等である事業場におい
- 産、販売等についての事業計画や営 活動の対象となる地域における生 定する、当該事業場のみに係る事業 的な指示を受けることなく独自に策 て、本社・本店である事業場の具体 支社・支店等である事業場におい
- (ウ) 策定する」とは、 具体的な指示を受けることなく独自に なお、「本社・本店である事業場の
- り、その広範な裁量の下で、当該事 の運営に影響を及ぼす事項について 業場がその属する企業等に係る事業 な裁量が当該事業場に認められてお サービス等の事業計画について広節 る企業等が取り扱う主要な製品・ の事業計画を策定している場合、 支社・支店等である事業場の属す 又
- 支社・支店等である事業場に係る

をいうものであること。 計画について広範な裁量が当該事業 運営に影響を及ぼす独自の事業計画 量の下で、当該事業場に係る事業の 場に認められており、その広範な裁 生産、販売等に係る事業計画や営業 や営業計画を策定している場合 事業活動の対象となる地域における

該当しない業務の例

- ①に該当しない例 の営業担当者が担当する営業 営業を担当する部署に所属する個々 本社・本店である事業場の対願客
- b 工場等である事業場における個別 程管理 の製造等の作業や当該作業に係る工
- て、本社・本店又は支社・支店等であ る事業場の具体的な指示を受けて行う ②に該当しない例 支社・支店等である事業場におい

(平宝・10・三 基発10111001号)

個別の営業活動

|企画業務型裁量労働制の派遣労働者への 適用

適用することは可能か。 間 派遣労働者に企画業務型裁量労働制を 労働者派遣法第四十四条に第三十八条 の四に関する規定がない以上、派遣労働者

できない。 (平三・三、基発三0号)に企画業務型裁量労働制を適用することは

考えられるものであること。 業務型裁量労働制の適用を除外することが直し」とは、例えば、対象労働者への企画3の4の4の2の二に規定する「必要な見【健康・福祉確保措置】 企画業務型指針第

(平Im·10·11 基発10111001号)

【苦情処理措置の適正な実施の確保】 情の内容及びその処理状況等法第三十八条 **貝会に対し、(中略) 対象労働者からの苦** 第4の4の②において「使用者は、労使委 とが必要であるとともに、企画業務型指針 えて労使委員会における決議がなされるこ 続き、企画業務型指針第3の5の⑵を踏ま されたが、苦情処理措置については、 づく行政官庁への報告事項としないことと については、法第三十八条の四第四項に基 の法改正により、苦情処理措置の実施状況 ある」とされていることも踏まえつつ、そ 理措置の実施状況(中略)を開示すること の四第一項第五号に係る決議に係る苦情処 の適正な実施が図られる必要があるもので が適当であることに留意することが必要で

(平豆·10·1三 基発10ill001号)

ないこと。 (平三・1・1 基発1号) 働者に限らず労働者に周知しなければなら第百六条第一項に基づき、使用者は対象労【決議の周知、保存】 決議については、法

【周知方法】

行わねばならないものであること。 イ 常時各作業場の見やすい場所へ掲示 u 周知は、以下のいずれかの方法により として取り出し常時確認できるよう、 録し、当該記録の内容を電子的データ 確認できる機器を設置すること。 業場に労働者が当該記録の内容を常時 れらに準ずる物に記録し、かつ、各作 等の機器を設置し、かつ、労働者に当 各作業場にパーソナルコンピューター ディスクその他これらに準ずる物に記 は、法令等の内容を磁気テープ、磁気 書面も含まれるものであること。 に容易に当該記録を確認できるように せることにより、労働者が必要なとき に、その操作の方法を労働者に周知さ 該機器の操作の権限を与えるととも し、又は備え付けること。 この方法によって周知を行う場合に 磁気テープ、磁気ディスクその他こ 書面を労働者に交付すること。 「魯面」には、印刷物及び複写した

(平二・一・元 基発監号)せなければならないものであること。も、当該変更後の内容を労働者に周知さるべき事項の内容に変更があった場合に〕 使用者は、就業規則の変更等周知させ

(平三・一 基発一号)保存しなければならないものであること。に裁定する「労働関係に関する重要な書類」に規定する「労働関係に関する重要な書類」のいても、もとより書面により保存すべきついても、もとより書面により保存すべき

た決議】 【指針の具体的に明らかにする事項に反し

○ 第三十八条の四第一項第一号から第七号の指針に反した決議がなされ号から第七号の指針に反しないが、同第四号についての指針には反しないが、同第四の第一項第一号から第三

にしていない場合には、第三十八条の四第理の手順・方法等その具体的内容を明らかする事項について、決議で、苦情の範囲、処定回業務型裁量労働制の効果は生じない。企画業務型裁量労働制の効果は生じない。

企画業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の四関係)

することとすること。

全体が無効になるものである。 ・攻決議がなされていないこととなり、決議 ・可第五号に規定する事項についての適正

(平三・三・元 基発1人0号)

【労使委員会の委員の指名】

イ 委員の指名は、法第四十一条第二号にれたるものは適当でないものであること。なお、任期を付して行うものであること。なお、任期を付して行うものであれた。を は 世界の 単位にある者以 規定する監督又は管理の地位にある者以 に かたるものは 適当でないものであると。

1 使用者及び委員の指名を行う当該事業場の労働組合又は過半数代表者は、企画場の労働組合又は過半数代表者は、企画場の労働組合又は過半数代表者は、企画

(平三・一 基発一号)

❷第二項関係

過半数を代表する者(以下「過半数代表者」とて、事業場に設置するものであることのして、事業場に設置するものであることの対象労働組合がない場合は事業場の労働者を代表する者(過半数労働組合(過半数労働組合がない場合は事業場の労働者を代表する者(過半数労働組合がない場合は事業場の労働者を代表する者(以下「過半数代表者」

ものであること。 ・ という。)) に任期を定めて指名されていると等の要件を満たす必要があるを作成、保存するとともに、労働者に周知者) が委員の半数以上であること、議事録という。)) に任期を定めて指名されている

基発三三次001号) 基発照号、平宝・三・三

(平三·10·三 基発10回001号)

【労働者の過半数代表者の要件】

と。 次のいずれの要件も満たすものであるこ

法第四十一条第二号に規定する監督又

は管理の地位にある者でないこと。

は管理の地位にある者でないこと。

は管理の地位にある者でないこと。

は管理の地位にある者でないこと。

なお、法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十九条第四項、特別の事業場である場合)には、上記学の表の事業場である場合)には、上記学の表の事業場である場合)には、上記学の表の事業場である場合)には、上記学の表の事業場である場合)には、上記学の表の事業場である場合)には、上記学の表の事業場である場合)には、上記学の表別の事業場である場合)には、上記学の表別の事業場である場合と、

基発0至7第1号) 基発贸号、平三・至・7

でのロックは掛板はおなっ

れているか。等」の「等」には、どのような手続が含ま等」の「等」には、どのような手続が含まり、関第六条の二に規定する「投票、挙手「労働者の過半数代表者の選出手続」

る。 (平二・三・三 基発三売号) 者の過半数が当該者の選任を支持している者の過半数が当該者の選任を支持している

[過半数代表者の不利益取扱い] 過半数代表者になったこととは過半数代表者として正ろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として、解雇、当な行為をしないようにしなければならな益取扱いをしないようにしなければならないこととしたものであること。

間についての不同意等も含まれるものであ 位の変形労働時間制の労働日ごとの労働時 法に基づく労使協定の締結の拒否、一年単 過半数代表者として正当な行為」には、

【労使委員会の委員数】 態に応じて関係労使が任意に定めれば足り 先立つ話合い」の過程で、対象事業場の実 数については、指針第四の一の「法第三十 ないときは労働者の過半数を代表する者 合、労働者の過半数で組織する労働組合が 組織する労働組合があるときはその労働組 用者が、当該事業場に、労働者の過半数で 業務型裁量労働制」という。) に関し、使 名で構成する委員会の場で決議を委員全員 するものと定めることについては、当該一 員及び使用者代表委員各一名計二名で構成 るものであること。ただし、労働者代表委 八条の四第一項による労使委員会の設置に を締結する場合等と実質的に変わらないこ 面による協定(以下「労使協定」という。) の三の規定による裁量労働制(以下「専門 の合意により行うとしても、法第三十八条 ととなることから、企画業務型裁量労働制 旨に照らし、当該二名で構成する委員会に 委員会の決議に基づくことを定めた法の趣 の導入に関し労使協定の締結とは別に労使 (以下「過半数代表者」という。) との書 労使委員会の委員

> ついては法第三十八条の四第 る労使委員会とは認められないものである (平三・一・基発)号) 一項に規定す

【労働者側委員が任期中に管理監督者に なった場合]

要はあるのか。 より指名された委員が、任期途中に「第四 委員としての適格性如何。また、交代の必 位にある者」に該当することとなった場合、 十一条第二号に規定する監督又は管理の地 第三十八条の四第二項第一号の規定に

ととするのが適当である。 ることは適当ではないため、このような場 と、管理監督者が労働者代者委員をつとめ ちに委員としての地位を失うものではな 途中で管理監督者になったからといって直 委員としての適格要件ではないため、 四第一項は、指名を行う際の要件であって、 に、法の規定に従い補欠者の選出を行うこ 合には、労働者代表委員を辞任するととも い。しかしながら、法の趣旨にかんがみる 労働基準法施行規則第二十四条の二の

(平三・三・六 基発一(0号)

(労使委員会の委員の代理

圏 貴見のとおり。 ないものと解してよろしいか。 労使委員会の委員は、 代理は認められ

(平三・三・六

基発一(0号)

【議事録の作成、 ないものであるが、労使委員会の開催の 期間の満了の日)から起算して三年間保 れた会議の議事録にあっては決議の有効 働関係に関する重要な書類」には該当し 都度作成し、その開催の日(決議が行わ 継事録は、 法第百九条に規定する「労 保存及び周知

法により行わなければならないこと。 イ 常時各作業場の見やすい場所へ掲示 存しなければならないこと。 議事録の周知は、以下のいずれかの方

れらに準ずるものに記録し、かつ、各 し、又は備え付けること **沓面も含まれるものであること。** 磁気テープ、磁気ディスクその他こ 書面を労働者に交付すること 「書面」には、印刷物及び複写した

作業場に労働者が当該記録の内容を常

時確認できる機器を設置すること は、議事録の内容を磁気テープ、磁気 等の機器を設置し、かつ、労働者に当 各作業場にパーソナルコンピューター として取り出し常時確認できるよう、 録し、当該記録の内容を電子的データ ディスクその他これらに準ずる物に記 該機器の操作の権限を与えるととも この方法によって周知を行う場合に

企画業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の四関係

せることにより、労働者が必要なとき に、その操作の方法を労働者に周知さ に容易に当該記録を確認できるように

(平三・・・ 基発)号)

【運営規程の作成等】

規則第二十四条の二の四第四項に掲げる まででは、運営規程を定めるに当たって 必要な事項に関する規程(以下「運営規 ものであること。指針の第四の三から五 程」という。)を定めなければならない 議事その他の労使委員会の運営について ていること。 に掲げることを規定することが適当とし (イ)~に)までの事項に関し、それぞれ、次 使用者は、労使委員会の招集、定足数、

- 労使委員会の招集に関する事項 決議の調査審議のための委員会、
- 会の開催に関すること 会等定例として予定されている委員 の運用状況の調査審議のための委員 決議に係る有効期間中における制度
- 開催に関すること 必要に応じて開催される委員会の
- 労使委員会の定足数に関する事項 全委員に係る定足数 労使各側を代表する委員ごとに一

定割合又は一定数以上の出席を必要

基発一号、

平三・吴

- することとすること。
 - (1) 議事に関する事項

とすること

b その他労使委員会の運営について必 護長の選出に関すること 決議の方法に関すること

要な事項

- 項の範囲についての定め 協議の上、労使委員会の調査審議事 協議機関がある場合には、それらと 件に関する事項を調査審議する労使 が行われる労使委員会の開催時期 べき情報の範囲、開示手続及び開示 当該事業場に労働組合又は労働条 使用者が労使委員会に対し開示す
- よることは法令及び指針上求められてい 委員の五分の四以上の多数による議決に ないこと。なお、この同意については、 者は労使委員会の同意を得なければなら ないものであること。 運営規程の作成又は変更に関し、使用 当該労使協定に代えて決議を行うこ 代えて決議を行うこととする場合、 協議の上、労使委員会が労使協定に ととする規定の範囲についての定め り得る労働組合又は過半数代表者と のうち、労使協定の締結当事者とな 法の規定(以下「特定条項」という。) 法第三十八条の四第五項に掲げる

基発三三(00)号)

|労使委員会の開催頻度|

されるものと考える。 することとなることから、一年に二回開催 ら、少なくとも定期報告の前後に一回開催 員会に情報開示するよう求めていることか 指針において定期報告の内容を労使委 どの程度の回数を想定しているのか。 労使委員会の標準的な開催頻度につい

的に開催することが望ましい。 ることから、これらの委員会に加えて定期 しを図るべき役割を有しているところであ チェックし、必要に応じて制度内容の見直 る企画業務型裁量労働制の適正な実施を (平三・三・六 基発1人0号、平1五・三・三 また、労使委員会は、当該事業場におけ

基発|三六00三号)

【不利益取扱いの禁止】 解雇、賃金の減額、降格等労働条件につい して正当な行為をしたことを理由として、 該委員になろうとしたこと又は当該委員と が労使委員会の委員であること若しくは当 ならないこととしたものであること。 て不利益取扱いをしないようにしなければ 使用者は、労働者

(平三:一: 基発|号)

❸第四項関係

【労働基準監督署長への報告】 報告時期

こと 準監督署長に報告をしなければならない 則様式第十三号の四により、所轄労働基 われた日から起算して六カ月以内に一 決議の届出をした使用者は、決議が行 及びその後一年以内ごとに一回、 (規則第二十四条の二の五第一項関

ら起算して六カ月以内ごとに一回報告を 六条の二関係)。 措置が設けられていること(規則第六十 しなければならないこととするとの暫定 当分の間、決議が行われた日か

報告事項

であること(規則第二十四条の二の五第 |項、規則様式第十三号の四関係)。 使用者の報告する事項は、次のとおり 対象労働者の労働時間の状況

と。また、対象労働者の労働時間の状 告すること。 況を実際に把握した方法を具体的に報 の及び最長のものの状況を報告するこ して把握した時間のうち、平均的なも 対象労働者について四号決議事項と

るための措置の実施状況 当該労働者の健康及び福祉を確保す

> (平三・一・一 基発一号、 平宝·三·吴

❹第五項関係

【特定条項に係る労使協定に関する特例】 関し、当該規定に係る労使協定に代えて を行うことができるものであること。 よる決議(以下「協定代替決議」という。) 委員の五分の四以上の多数による議決に 労使委員会は、次に掲げる法の規定に

三十二条の二第一項関係) 一箇月単位の変形労働時間制(法第

フレックスタイム制(法第三十二条

の三関係)

十二条の四第一項関係) 一年単位の変形労働時間制 (法第三

制(法第三十二条の五第一項関係) 一週間単位の非定型的変形労働時間

一項関係) 一斉休憩適用除外(法第三十四条第

条第一項関係)

時間外及び休日の労働(法第三十六

代替休暇(法第三十七条第三項関係)

第二項関係) 事業場外労働制(法第三十八条の二

条の三第一項関係) 専門業務型裁量労働制 (法第三十八

十九条第六項関係 年次有給休暇の計画的付与(法第三 基発三六001号 三十九条第七項ただし書関係) 年次有給休暇中の賃金の定め

事項を含んでいることが必要であるこ し、法に基づき定めることとされている なお、協定代替決議を行う場合の委員

これらの決議には、上記の各規定に関

(法第

よる議決で足りるものであること。 の五分の四以上の多数による議決につい に出席した委員の五分の四以上の多数に ては、決議についてと同様、労使委員会

型裁量労働制に係るものについては、労 働時間制、一週間単位の非定型的変形労 位の変形労働時間制、一年単位の変形労 であること。 働時間制、事業場外労働制及び専門業務 働基準監督署長への届出を要しないもの への届出を要するもののうち、一箇月単 協定代替決議の中で法により行政官庁

び休日の労働に関し決議がなされ、事業 第九号の三により労働基準監督署長への の労働に係るものについては、規則様式 式第九号の三及び規則様式第十二号によ には、両者を規則様式第九号の二により 場外労働に関し協定がなされている場合 届出が必要であること。また、時間外及 届け出ることはできず、それぞれ規則様 る届出が必要であること。 協定代替決議のうち、時間外及び休日

企画業務型裁量労働制(第四章 第三十八条の四関係

(四) に関する基準(平成十年労働省告示第百 間の延長の限度等に関する基準(平成十 労働に係るものについては、労働基準法 ること。 あった場合と同様の指導を行うものであ 五十五号)に基づき、労使協定の届出が の協定で定める労働時間の延長の限度等 働者に係る労働基準法第三十六条第一項 年労働省告示第百五十四号)及び特定労 第三十六条第一項の協定で定める労働時 協定代替決議のうち時間外及び休日の

第|号) 基発二三六001号、平三-至一六基発0至八 (平三・1・1 基発1号、平宝・三・三

|労使委員会と労働時間短縮推進委員会の

使委員会を兼ねることは可能と解してよい 委員会が、企画業務型裁量労働制に係る労 図 時短促進法に基づく労働時間短縮推進

となって両委員会の委員を兼ねることによ 推進委員会の委員全員が労使委員会の委員 委員会を兼ねることは可能である。 適正な手続を踏んだ上で労働時間短縮 実質上労働時間短縮推進委員会が労使

別個のものである。 くものであって、目的、 両委員会はそれぞれ異なった法律に基づ 構成も異なる全く

過半数代表者又は過半数労働組合に

(平二・三・三 基発一究号、平三・一・ 基

【法第三十八条の四第五項の決議と労使協 定の関係

岡 労使協定と、法第三十八条の四第五項 されるのはいずれか。 の労使委員会の決議が競合した場合、優先

が優先される。(平三・三・六 基発1八0号) 時間的に後で締結又は決議されたもの

6モデル手順

【企画業務型裁量労働制に係る労使委員会 設置に当たってのモデル手順) 労使委員会の設置に向けての事前相談

の対処(指針第四の一関係) 則」という。)第六条の二の規定に従 うことが望ましいこと。 すること。過半数代表者を選任する場 半数代表者」という。)を選任し対処 労働者の過半数を代表する者(以下「過 行う場合には、労働者は、必要に応じ、 を受け、又は使用者に対し申し入れを 員会の設置に関し、使用者の申し入れ 務型裁量労働制の導入に際し、労使委 が存在しない事業場において、企画業 合には、労働基準法施行規則(以下「規 労働者の過半数で組織する労働組合

> 指名(法第三十八条の四第二項第一号 等を話し合うこと。 設置に至る日程、労使委員会の委員数 者と、労使委員会の設置の時期の目標、 該当しない労働組合の代表者は、 使用

- 関係)
- 0 選出すること。 の二の規定に従い選出されていない場 会の委員の指名を行う過半数代表者を 合には、同条の規定に従い、労使委員 上記一で過半数代表者が規則第六条
- の結果に従い、所定の人数の労働者代 である者以外の者の中から任期を定め の四第一項の規定に従い、管理監督者 表委員候補者を、規則第二十四条の二 る者の事前の同意を得ること。 て指名すること。なお、この場合、指 名されることについて、当該指名され 過半数代表者は、上記一の事前相談

(平三・一・ 基発三号、平三・三・

基発三三(001号)